

つれづれよこはま : 司法書士・福井圭介

この4月より、相続登記がついに義務化されました。

義務化にあたっては各メディアによる報道が周知にも一役買っており、「長いこと空き家になっていた実家を片づけようというモチベーションにつながった」とご相談に来られた方もおります。



その一方で、「今年の4月までにやらなければとんでもないことになる」という強迫観念にかられ、ご不安でいっぱいのお客様も少なからずいらっしゃいました。

すでに発生している相続については、この4月から3年以内に相続登記をすればよい、ということになっていますのでご安心してください。2月に神奈川県司法書士会が開催した「相続登記義務化に関するフォーラム」において司法書士会会長と横浜地方法務局長の座談会も行われたのですが、法務局長からも「違反した場合に直ちに過料に処するというような運用は行わない」という趣旨の発言がありました。

これからは、「相続登記は放置はしないで! でも焦りすぎなくて大丈夫です」とお伝えしていこうと思います。

フォーラムの会場となった横浜市役所のアトリウムは、私は初めて行きましたが、開放的な横浜のイメージを取り入れた贅沢な空間でございました。

日々雑感 : 司法書士・清水敏博

私には3人の子(男の子2人、女の子1人)がいます。

4月からいよいよ長男が社会人の仲間入り。

親として1つ肩の荷が降ろせた気がします。

仕事ばかりで家のことは妻に任せきりだったので妻に感謝です。

長男を初めて抱き上げた時の感覚が呼び起こされるくらい昨日のことのような気もしますが、社会人までの22年という数字で長い時が過ぎたことを実感しています。

そんな感覚になるのも、長男が生まれた時期にちょうど開業したので、仕事もプライベートもすべてが手探りで、ただ、がむしゃらに走り続けてきたからかもしれません。

以前は「私と一緒に働きたい!」とってくれる子もいるだろうと淡い期待もありましたが、これまで誰からもそのような言葉は出てきてません。残念ながら、うちの子たちはまったく法律職に興味がないようです(笑)

社会人としてこれから様々な経験をしていく長男を親としてだけではなく、これからは社会人の先輩としてもそっと見守りたいと思います。

たまには仕事の話でもしながら一緒に晩酌できるのが、今から楽しみです。



相続・遺言・贈与・成年後見・老後の生活設計
会社設立・会社登記・経営支援コンサルティング

発行: 司法書士法人あいおい総合事務所

横浜市戸塚区戸塚町157フタバビル203

TEL 045-862-6012 FAX 045-862-6081



野球シーズンはじまりました。
DeNA牧選手を推している中の人。
今年の活躍も楽しみ♪です。
次号は10月ごろです。
お楽しみに!

